

## 第3章 地下水の水量の保全（第23条～第32条）

### 第1節 総則

#### 第22条（地下水の範囲）

第22条 この章にいう地下水には、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性ガスを溶存する地下水並びに河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の河川区域内の地下水は、含まないものとする。

#### 【趣旨】

- 本条例では、地下水の範囲から温泉法による温泉、鉱業法による可燃性天然ガスを溶存する地下水、河川法が適用される河川の区域内的の地下水を除いている。

#### 第23条（用語）

第23条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備をいう。
- (2) 自噴井戸 動力を用いずに地下水を採取することができる井戸をいう。

#### 【趣旨】

- 平成23年度改正の前までは、指定地域においては、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル（直径約2.8センチメートル）を超える揚水設備を設置して行う地下水の採取について、指定地域以外の地域においては、揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートル（直径約8センチメートル）を超える揚水設備を設置して行う地下水の採取について、届出を要することとされていた。
- 平成23年度改正では、届出制に加え、重点地域において揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートル（直径約5センチメートル）を超える揚水設備を設置して行う地下水の採取について、重点地域以外の地域においては、揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートル（直径約12.8センチメートル）を超える揚水設備を設置して行う地下水の採取について、許可制を導入するとともに、重点地域において吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸で行う地下水の採取について届出を要することとした。このため、「揚水設備」と「自噴井戸」の用語の定義を規定するものである。

#### 【説明】

- (1) 本条例では、「揚水設備」の定義を「動力を用いて地下水を採取するための設備」としている。ここで、「動力」について、一般的には人力によるもので

あると、機械力によるものであるとを問わないとされている（温泉法逐条解説）。

また、本条例では、「揚水機の吐出口の断面積」が一定規模を超えるものによる地下水採取について届出又は許可申請を要することとしているが、「揚水機」とは必ずしも動力が電動機（電気モーター）やエンジンによるものに限定されないと考えられる。したがって、「手押し式ポンプによる井戸」も「動力を用いて地下水を採取するための設備」に該当し、「手押し式ポンプ」も「揚水機」に該当すると考えられる。

しかしながら、手押し式ポンプによる地下水採取は、その実態に鑑み小規模なものがほとんどであり、しかも、その採取量もごく少量であることから、手押し式ポンプによる地下水採取を届出や許可申請の対象から除外しても、本条例の実効性を損なうことにはならないと考えられることから、手押し式ポンプによる地下水採取については届出又は許可申請を求めない。

## 第2節 地下水の適正な採取

### 第24条

#### 第24条 削除

##### 【趣旨】

- 本条は、地下水の合理的な使用等に関する条文であるが、平成23年度改正で、第3章に新たに第3節を設けて地下水の合理的な使用を促進する規定を整備したため、削除することとしたものである。

### 第25条（指定地域）

第25条 知事は、地下水の採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を指定地域として指定する。

2 知事は、前項の規定により指定地域を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び指定地域となる地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定により指定地域を指定したときは、速やかにその旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、指定地域の変更又は廃止について準用する。

##### 【趣旨】

- 熊本周辺地域、八代地域、玉名有明地域、天草地域の4地域を指定地域として指定し、当該指定地域内においては、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者は、あらかじめ知事に採取の届出を行うことを要することとしている。

本条は、その指定地域の指定の要件及び指定等の手続きを定めたものである。

**【説明】**

- (1) 指定地域の指定要件は、「地下水の採取に伴う障害」すなわち
  - ①「地下水の採取による地下水の水位の異常な低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等」が生じ、又は生ずるおそれのある地域
  - ②「並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域」である。
- (2) 第1項の「地下水理」とは、森林の保水機能及び農地等の涵養機能により地下に浸透した水が地下水盆を経由して海に流出するという、水循環過程の一部をいう。
- (3) 地下水は水循環の一部をなすものであることから、地下水の水位の異常な低下等が生じている、あるいは生ずる恐れがある地域に限って水量保全のための対策を講じるだけでは必ずしも十分とはいえない。このため、水循環の過程で関連する地域を含めて広域的に水量保全の対策を講じる必要があることから、地下水理において密接な関連を有すると認められる地域も含めて地域指定を行うこととしている。

**第25条の2（重点地域）**

**（重点地域）**

第25条の2 知事は、前条第1項の指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、重点地域の指定、変更又は廃止について準用する。

**【趣旨】**

- 指定地域の中で、特に地下水の水位の低下が見られる等の地域を「重点地域」として指定し、当該重点地域内においては、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者については知事の許可を受けることを要することとしている（第25条の3第1項第1号）。本条は、その重点地域の指定の要件及び指定等の手続きを定めたものである。

**【説明】**

- (1) 「特に地下水の水位が低下している地域」  
指定地域は「地下水の採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域」等が指定要件である。「地下水の採取に伴う障害」とは「地下水の採取による地下水の水位の異常な低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等」をいう（第2条第1号）。  
「地下水の水位の異常な低下」は、地下水の水位の動向が通常の状態でない低下傾向にある場合であり、必ずしも長期的な傾向でなければならないも

のではない。一方、「地下水の水位が特に低下」は地下水位の動向が長期的に見て明らかに低下傾向にある場合をいう。

地下水の水量の状況を表すバロメーターは地下水の水位であり、これが長期的に低下している地域については特に対策を講じる必要があることから、「特に地下水の水位が低下している地域」を重点地域の指定要件とするものである。

(2) 「特に地下水の水位が低下」しているかどうかについては、地下水位は、降雨量の影響によって年度間で上下するため、10年程度のスパンでは低下傾向かどうかを判断することは適当ではない。少なくとも、20年程度の長いスパンで見たとき地下水位が低下していると認められる状態をもって判断する必要がある。

(3) 熊本地域の海岸部は地下水位が上昇しており、台地部のみが地下水位が低下しているのであれば、低下している台地部のみを重点地域として許可制で規制すればよいのではないかという考え方もあろう。

しかし、熊本地域の上流域の台地部と下流域の熊本平野の低地部は一つのまとまった地下水域（盆）を形成している。この中で、上流域の台地部でかん養された地下水は熊本平野の低地部に流出して行き、下流の過剰な地下水の汲み上げは、上流の地下水の水位低下に影響するように、上流と下流はお互いに関係しあっている。このため、熊本地域を一体として地下水の保全対策を講じていく必要があると考える。

(4) 重点地域における地下水の水位が回復し、将来的にも安心して地下水を採取できると考えられる状態になれば、重点地域の指定を廃止することも考えられるが、そのためには相当長期的に水位の状況を見極める必要があると考える。

### 第25条の3（地下水採取の許可）

第25条の3 次に掲げる行為をしようとする者は、揚水設備ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、地下水を田畑等のかんがいの用に供するために採取する場合であって規則で定めるときは、この限りでない。

(1) 重点地域において揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計をいう。以下同じ。）が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること。

(2) 重点地域以外の地域において揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 揚水設備の設置の場所

(3) 揚水機の吐出口の断面積

(4) 揚水設備のストレーナーの位置及び原動機の出力

(5) 採取する地下水の用途

(6) 地下水の採取量

(7) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規則で定める揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書

(2) 水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類

(3) 揚水設備の設置の場所を示す図面

(4) 地下水の利用に関する計画書

(5) その他規則で定める書類

4 第1項の許可を受けようとする者で揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとするものは、規則で定めるところにより、地下水の採取による地下水の水質及び水量への影響に関する調査（次項及び第26条の2第2項において「影響調査」という。）を行わなければならない。

5 前項の規定により影響調査を実施した者は、第2項の申請書に、当該調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

#### 【趣旨】

○ 本条は、重点地域内で揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備で地下水を採取しようとする者及び重点地域以外の地域で断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならないことを定め、併せて許可の手続きについて定めるものである。

## 【説明】

### (1) 許可制導入前の状況

平成23年度改正前の地下水保全条例では、地下水採取に対して届出制であり、採取者への事前の助言や指導を実施する法令の根拠が弱く、実質的に地下水採取は自由となっていた。

また、条例に基づき採取者には、年1回の採取量報告や水量測定器の設置、地下水の合理的使用やかん養対策への取組みを求めているが、実行を求める具体的な手段がなかった。

### (2) 許可制導入の根拠（平成23年度改正時整理）

地下水は一定の土地に固定的に専属するものではなく、地下水脈を通じて流動するものであり、その量も無限ではないことから、土地所有者に認められる地下水利用権限も合理的な制約を受けると解される（平成12年（2000年）2月29日名古屋高裁判決等）。

また、地下水は住民生活と地域経済の基盤となっており、地下水採取量とかん養量とのバランスが取られなければ、地下水の恵沢を将来にわたって享受することできなくなるため、合理的な制約として許可制を導入することは可能と考えられる。

さらに、特に大規模な地下水量の採取は、一定の限界を超えた場合、地域の地下水位の状況を急激に変化させ、場合によっては地域共有の貴重な資源である地下水を枯渇させるおそれがあり、このことから許可制を導入することは可能と考えられる。

### (3) 本条の許可は「揚水設備ごとに」行う。

すなわち、地下水を採取しようとする個々の揚水設備（井戸ポンプ）による採取が、次条に規定する許可の基準に合致するかどうかの判断を行う。

### (4) 許可対象の要件については、採取量によらず、揚水機の吐出口の断面積の規模で定めることとした。

許可を要する者（許可対象者）の要件については、年間採取量が一定規模を超える者をもって基準とする考え方もあるが、許可制という、罰則等の適用も伴うより厳しい制度を導入する場合には、許可の対象は客観的に明確なものであることが必要である。

この点で、採取量は、年度や季節、採取者の活動状況等によって変動するものであるため、許可対象の要件とすることは適当ではない。

これに対して、揚水機の吐出口の断面積は、地下水採取の時期等に左右されることがなく、誰が見ても客観的な要件であることから、これをもって許可対象の要件とすることが適当である。

### (5) 第1項第1号及び第2号の「揚水機の吐出口の断面積」は、地下水が揚水機本体を最後に通過する部分の内径によって得られる面積とし、吐出口が2以上あるときは、その断面積を合計することとする。

### (6) 重点地域において許可対象の要件となる断面積の基準については、地盤沈下防止を目的とする他府県の条例で19平方センチメートル（直径約5センチメートル）とする。

チメートル) 以下の揚水設備による採取であることが許可の基準とされていることから、「19平方センチメートル超」と設定することが適当と考えたものである。なお、重点地域として想定している熊本地域の地下水の総採取量の約94パーセントを19平方センチメートル超の井戸の採取量が占めており、19平方センチメートル超の井戸を許可対象とすることによって、採取量ベースではほとんどの量をカバーすることができる。

- (7) 重点地域以外の地域の許可対象要件となる断面積の基準については、125平方センチメートル(直径約12.8センチメートル)超の井戸は、理論値上年間100万立方メートル以上の採取が可能であり、実際の年間平均採取量も約58万立方メートルと大量の地下水を採取していることから、これを基準とすることとした。
- (8) なお、同一敷地内等において2以上の揚水設備により地下水を採取する場合で、その採取行為が一連の計画のもとに行われると認められるときもあると考えられるが、本条の許可は「揚水設備ごと」に行うものであることから、このような場合であっても吐出口の断面積を合計して許可対象か否かを判断する取扱いとはしないこととする。
- (9) 第1項本文で「田畑等のかんがいの用に供するために採取する場合であって規則で定めるとき」を許可対象から除外することとしている。農業で水田等に灌漑された地下水は水循環の一部であることから、灌漑の用途で採取する場合は許可を要しないこととしたものである。農業用であっても、かん養機能がない形態のものは許可を要する。
- (10) 「規則で定めるとき」とは、一つの井戸を灌漑用とそれ以外の用途(例えば、畜舎の清掃や飼育する家畜の飲用、農産加工場用等)で併用しているような場合を想定して取扱いを規則で定めるもの。具体的には、採取量の過半を灌漑用を使用している場合は許可対象外とする旨を規則で規定している。

○熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)

(許可を要しない地下水採取)

第13条の4 条例第25条の3第1項の規則で定めるときは、地下水の採取量の過半を田畑等のかんがいの用に供するときとする。

- (11) 第2項の「規則で定めるところにより」は、許可申請書の様式を規則で定めることとしている。

○熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)

(許可申請書の様式等)

第13条の5 条例第25条の3第2項の規定により知事に提出する申請書は、地下水採取許可申請書(別記第8号様式)によるものとする。

- (12) 第2項第2号の「揚水設備」は、モーター・発電機などの原動機付きポンプ、揚水管(吸水管)、ケーシング(井戸を掘削した孔を保護するために設置するパイプで通常鉄管を用いる。)、ストレーナー(採取を行う管の部分)か

ら成るのが一般的である。

(13) 第2項第7号の「その他規則で定める事項」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（許可申請書の様式等）

第13条の5

2 条例第25条の3第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 井戸の内径及び深度、地下水の水位並びに井戸を掘削した年
- (2) 揚水機の種類及び最大吐出量
- (3) 揚水設備の使用の状況
- (4) 地下水の採取開始(予定)年月日

(14) 第3項の申請書に添付しなければならない書類については、規則で次のとおり規定している。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（許可申請書の様式等）

第13条の5

3 条例第25条の3第3項各号に掲げる添付書類は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第25条の3第3項第1号の規則で定める揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書には、次に掲げる揚水試験の結果を記載すること。
  - ア 段階揚水試験（揚水量を段階的に変化させ、各段階における地下水の水位を測定する試験をいう。）
  - イ 連続揚水試験（一定の水量で連続して揚水し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。）
  - ウ 回復試験（連続揚水試験終了後、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。）
- (2) 前号の試験は、知事が別に定める方法により実施すること。
- (3) 条例第25条の3第3項第2号に規定する水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類は、水量測定器に関する書類（別記第9号様式）によること。
- (4) 条例第25条の3第3項第3号に規定する揚水設備の設置の位置を示す図面は、縮尺2万5千分の1以上の図面とすること。
- (5) 条例第25条の3第3項第4号に規定する地下水の利用に関する計画書は、別記第10号様式によること。
- (6) 条例第25条の3第3項第5号の規則で定める書類は、揚水設備の構造図その他知事が必要と認める書類とすること。

(15) 規則第13条の5第3項第2号の揚水試験について「知事が定める方法」は、告示で次のように定めている。

○熊本県告示第1095の5

熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）第13条の5第3項第2号の規定により、揚水試験の方法を次のとおり定める。

平成24年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 揚水試験の方法

- 1 段階揚水試験は、原則として限界揚水量（段階揚水試験開始後、地下水の水位が著しく低下し始める時点における揚水量をいう。）を把握するまで実施し、各段階における揚水量と地下水の水位の測定結果を記録する。
- 2 連続揚水試験は、原則として12時間以上実施し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位の測定結果を記録するとともに、試験実施時の地下水の水位の低下の状況を確認する。
- 3 回復試験は、原則として地下水の水位が連続揚水試験開始前の水位に回復するまで実施し、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位の測定結果を記録するとともに、試験実施時の地下水の水位の回復の状況を確認する。

- (16) 第3項第1号の「揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書」について、平成23年度改正前に設置された既存の許可対象井戸については、過去に実施した揚水試験の結果書が保存されていない場合等も考えられる。この場合、改めて揚水試験を行うよう求めることは地下水採取者にとってかなりの負担になることから、条例上は揚水試験結果書の提出義務は課さないこととする。（第26条の2第2項参照）
- (17) 第3項第2号の「水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類」の「等」は、平成23年度改正前に設置された既存の井戸等で揚水設備の構造上、直ちに水量測定器を設置することが困難な場合の対応方法などが考えられる。
- (18) 第4項「地下水の水質及び水量への影響に関する調査」については、吐出口の断面積が125平方センチメートル超という特に大規模な地下水採取を行うおうとする場合に、「周辺地域の地下水の水質、水位及び流向、湧水、地質の状況等を調査すること」を規則で定めている。許可申請の際には、申請書にこの影響調査書を添付させることで、審査時に周辺の地下水への影響の有無を確認することとしている。

なお、平成23年度改正前に設置された既存の許可対象井戸については、第3項第1号の揚水試験結果書と同様に、過去に実施した影響調査結果書が残されていない場合等も考えられる。この場合、改めて影響調査を行うよう求めることは地下水採取者にとってかなりの負担になることから、条例上は影響調査結果書の提出義務は課さないこととしている。（第26条の2第2項参照）

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（許可申請書の様式等）

第13条の5

4 条例第25条の3第4項の規定による影響調査は、次に定めるところにより行うものとする。

（1） 周辺地域の地下水の水質、水位及び流向、湧水、地質の状況等を調査すること。

（2） 地下水の採取による周辺地域の地下水の水質、水位等への影響の程度及び範囲を予測すること。

（3） 前号の影響を回避又は低減するための措置を検討すること。

（19） 本条の許可を受けることなく地下水を採取した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。（第45条第2号）

第25条の4（許可の基準）

第25条の4 知事は、前条第1項の許可の申請があったときは、その申請が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

（1） 当該申請に係る地下水の採取が周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えるおそれがあると認めるとき。

（2） 当該申請に係る採取において地下水の流出防止策が講じられていないと認めるとき。

（3） 申請者が第3章の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。

（4） 申請者が第31条の2第1項（第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により前条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。

（5） 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。

2 知事は、前条第1項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

3 前条第1項の許可には、地下水の水量の保全上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 知事は、前条第1項の許可をしようとする場合において、揚水設備の設置の場所、地下水の採取量、地下水の水位の状況等から必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

【趣旨】

○ 本条は第25条の3第1項の規定による地下水採取の許可に関する基準を規

定したものである。同条において地下水の採取を知事の許可に係らしめたのは、無秩序な地下水採取等を抑止し地下水資源を保護しようとする趣旨によるものであり、その許否の判断も、当該採取が地下水資源に支障を及ぼすか否か等の公益性の観点から行うべきことを規定するものである。

#### 【説明】

- (1) 第1項第1号の「周辺の地域に地下水の水位の著しい低下・・・の影響を与えるおそれがある」の判断基準は次のように設定している。

- ① 地下水の採取量が、揚水試験における限界揚水量\*の8割を超えていること。  
※限界揚水量：連続揚水試験で、揚水量が増えるに従い水位も低下するが、ある揚水量を超えると水位が急激に低下するところがある。これを限界揚水量という。
- ② 許可申請の対象井戸について、12時間以上の連続揚水試験を行った結果、地下水位の安定が確認されないこと。
- ③ 回復試験を行った結果、地下水の水位が揚水試験前の水位まで回復しないこと。

注1) 付近の湧水地や周囲の井戸において、湧水の枯渇や井戸枯れ等の問題が発生する等、上記の審査基準のみで判断することが困難であると認められる場合には、周辺地下水位の状況確認を求める場合もある。

注2) 揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える場合は、周辺地下水位の状況等を調査し、地下水採取が周辺地下水に与える影響を予測し、影響を回避するための措置を検討する「影響調査」を実施することとしており、上記の審査基準に加えて、影響調査結果書の内容を踏まえて、許可の可否を判断することとなる。

- (2) 本条例は、地下水の採取を禁止することをねらいとするものではなく、将来とも安定的に利用できるような地下水採取のルールを定めるものである。地盤沈下防止を目的として地下水採取の許可制を採用している工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律では、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積（一定の大きさ以下）とストレーナーの位置（一定の深さ以上）の基準を定めているが、本条例における許可の基準はこのように揚水設備の構造基準を一律に定めることは必要ではない。地下水採取による地下水位への影響等が判断の重要な事項であり、地域や揚水設備の場所、地下水の採取量、地下水の深さ等によって様々な態様が考えられる。

したがって、本条例の許可の基準としては、揚水設備の構造基準を一律に定めるという方法ではなく、具体的な申請のケースごとにこれらの支障の有無を審査し、その支障のない適正な採取を行えるものについて許可する方法とすることが適当である。

- (3) 許可申請があった場合に、申請した揚水設備による地下水採取について、揚水試験結果、1日の採取量、採取の場所、採取する深度（ストレーナーの

位置) などにより、当該揚水設備によって地下水を採取することが、周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えるおそれがあると認める場合には原則として許可をしないこととする。

- (4) 地域指定の要件は、指定地域の場合は、地下水の水位の「異常な低下」、重点地域の場合は、地下水の水位が「特に低下」していることだが、許可基準では「著しい低下」としている。

地下水位の異常な低下など地下水の採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域等を指定地域とし、指定地域の中で特に地下水位の低下している地域を重点地域とすること、及び揚水試験の結果により許可の可否を判断するにあたっては、採取する井戸の周辺の地域で、地下水採取による地下水位の低下の程度が甚だしいと推測されるかどうかによって判断されるものであることから、許可基準としては「地下水位の著しい低下」とするものである。

- (5) 第2号の「地下水の流出防止策」については、制水弁(管の中を通る水の流量を調節するための弁)の設置、自動制御装置の設置等によって、使わない地下水を流したままにしておくような設備構造になっていないことを確認するものである。

- (6) 第3号から第5号までの許可基準は、いわゆる欠格要件であり、温泉法第4条第4号から第6号までと類似の規定としている。

水量保全に係る本章の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたり、虚偽申請や許可条件違反により許可を取り消されたりした悪質な者については、新たに揚水設備を設置して地下水を採取しようとしても2年間はこれを認めないこととするものである。

第3号では、「この条例の規定に違反し」と規定する例が一般的と考えられるが、敢えて「第3章の規定に違反し」としている。これは、水質保全の規定に違反したことをもって採取を禁止することは、土地所有者には、民法の土地所有権に基づき所有地における地下水利用権限があることを踏まえると、行き過ぎた規制になるおそれがあること、水質保全に関する規定に違反したときは、事業活動への規制等によって制裁を加えることができること、によるものである。

第4号は、許可取消をされて2年経過していない者を不許可とするものである。許可の取消事由は、第31条の2第1項で、①虚偽等不正の手段で許可を受けたこと、②許可の基準に適合しなくなったこと、③罰金以上の刑に処せられたこと、④許可の条件に違反したこと、の4項目を規定しているが、本号では、取消事由のうち特に悪質と考えられる、①虚偽等不正の手段で許可を受けたこと、③罰金以上の刑に処せられたこと及び④許可の条件に違反したことによる取消しの場合に限って適用することとしている。

第5号は、法人が許可申請者である場合であって、その法人の役員の中に、例えば、個人で揚水設備を設置して地下水を採取していたが、本条例の水量保全に関する規定に違反して罰金刑に処せられたり、虚偽申請等で許可を取

り消されたりして、それから2年を経過していない者がいる場合、そのような悪質な者が役員となっている法人には採取を認めないこととするものである。

なお、ここでの「役員」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者(会社法施行規則第2条第3項第3号)を指す。

(7) 第3項「水量の保全上必要な条件」の例については、以下のような事項などが考えられる。

①事業場内の許可井戸の1日当たりの平均採取量の合計量

事業場内に複数の許可井戸を保有する場合で、揚水試験の結果や地下水利用計画書、地下水合理化計画書、地下水涵養計画書等を踏まえ許可井戸の採取量の合計量に上限を設定することが望ましい場合等

②地下水採取量の測定法の指示、水温、水質、地下水位等の測定や報告

井戸の水質や周辺の状況(例えば湧水、海域等)、井戸の利用方法(例えば複数の井戸を同時に供用する場合や地下水熱を利用後地下に水を還元する場合等)等を踏まえ、地下水の採取量や水温、水質、水位等の測定について条件を付することが望ましい場合等

③周辺地域の地下水等への影響が考えられる場合の事後的調査や報告

許可を受けようとする井戸の周辺に重要な地下水等(例えば上水道水源、飲用井戸、重要な水源や湧水等)が所在し、井戸の揚水による地下水等への影響の有無を調査する必要があると認められる場合等

④地下水の合理化、涵養の取組みに関する事項

許可井戸の供用時の合理化(節水)や地下水涵養の取組みについて具体的な条件を設定することが望ましい場合等

(8) 第4項で、知事は許可を行おうとする場合、必要があると認めるときはあらかじめ「審議会及び関係市町村長」の意見を聴くこととしているが、ここでの「関係市町村長」は、揚水設備の設置の場所を管轄する市町村長のみならず、隣接する市町村長も含めて意見聴取の必要がある場合も想定している。

また、許可・不許可の判断をするに当たり、審議会の意見を聴取する「必要があると認めるとき」とは、許可基準に照らして、不許可に該当しそうな疑義があるものや判断が難しい案件、採取規模が特段大きく、地域への影響が大きいと考えられるような案件を想定している。

## 第26条（地下水採取の届出）

第26条 次に掲げる行為をしようとする者は、揚水設備又は自噴井戸ごとに、当該行為をしようとする日の30日前までに、知事に届け出なければならない。

- (1) 重点地域において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備又は吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸により地下水を採取すること（第25条の3第1項第1号に掲げる行為を除く。）。
- (2) 重点地域以外の指定地域において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること（第25条の3第1項第2号に掲げる行為を除く。）。
- (3) 指定地域を除く地域において揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること（第25条の3第1項第2号に掲げる行為を除く。）。

2 前項の規定により届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（自噴井戸に係る届出にあつては第4号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 揚水設備又は自噴井戸の設置の場所
- (3) 揚水機又は自噴井戸のストレーナーの位置及び揚水機又は自噴井戸の吐出口の断面積
- (4) 原動機の出カ
- (5) 採取する地下水の用途
- (6) 地下水の採取量
- (7) その他規則で定める事項

3 前項の届出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 揚水設備又は自噴井戸の設置の場所を示す図面
- (2) その他規則で定める書類

### 【趣旨】

- 指定地域内の揚水設備による地下水採取者、指定地域以外の大口の揚水設備による地下水採取者及び重点地域内の自噴井戸による地下水採取者の届出義務について規定したものである。

### 【説明】

- (1) 平成23年度改正で、第1項の届出の期限を採取の7日前までから30日前までに早めることとした。  
これは、現行の7日前まででは、届出を受けて、地下水の合理的な使用等について助言・指導を行うための期間として十分ではないことから、そのための期間を確保し、届出制の実効性を高めるためである。

(2) また、重点地域においては、平成23年度改正で新たに「自噴井戸」を届出対象に加えることとした。

自噴井戸の性質として、湧水量が季節により変化し、その量の把握が困難であったことから、平成23年度改正前は、県条例では自噴井戸を届出の対象外としていた。

しかし、地下水位が長期的に低下している熊本地域においては、水循環の一部である自噴井戸についても採取状況を把握し、流出の抑制など必要な助言・指導を行う必要があることから、届出対象としたものである。

(3) 自噴井戸の届出対象を、「吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸」としたのは、熊本市及び西原村が条例で吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸に対して届出義務を課していることを踏まえたものである。

(4) 第2項の「規則で定めるところにより」、同項第7号の「その他規則で定める事項」及び第3項の届出書の添付書類については、次のとおりである。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（届出書の様式等）

第14条 条例第26条第2項の規定により知事に提出する届出書は、地下水採取（変更・廃止）届出書（別記第11号様式）（自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取届出書（自噴井戸）（別記第12号様式））によるものとする。

2 条例第26条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 井戸の内径及び深度、地下水の水位並びに井戸を掘削した年

(2) 揚水機の種類（自噴井戸に係る届出を除く。）

(3) 最大吐出量（自噴井戸に係る届出にあつては吐出量）

(4) 揚水設備又は自噴井戸の使用の状況地下水の採取開始（予定）年月日

3 条例第26条第3項各号に掲げる添付書類は、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第26条第3項第1号に規定する揚水設備又は自噴井戸の設置の場所を示す図面は、縮尺2万5千分の1以上の図面とすること。

(2) 条例第26条第3項第2号の規則で定める書類は、揚水設備の構造図（自噴井戸に係る届出にあつては当該自噴井戸の構造図）並びに節水及び水利用に関する計画書とすること。

(5) 本条に違反して届出をしない者又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第1号）

## 第26条の2（経過措置）

第26条の2 重点地域の指定の際現に前条第1項第2号又は第3号の規定により知事に届け出て当該地域内において揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取している者は、当該地域が重点地域として指定された日から起算して3年間は、第25条の3第1項の許可を受けずに、引き続き当該揚水設備により地下水を採取することができる。

2 前項に規定する者が前項に規定する期間内に第25条の3第1項の許可の申請をするときは、申請書に同条第3項第1号に掲げる書類を添付すること及び影響調査を行うことを要しない。

### 【趣旨】

○ 本条は、重点地域が指定されたとき、現にその地域内で地下水を採取している者についての経過措置を定めるものである。

重点地域においては、既に地下水位の長期的な低下傾向が認められることから、現に地下水を採取している者で、許可対象要件に該当する規模の揚水設備で地下水を採取しているものについても、重点地域の指定から3年間に限り許可を受けずに地下水を採取することができることとし、それ以降も地下水を採取しようとする場合は、知事の許可を受けることを要することとするものである。

### 【説明】

(1) 第1項は、経過措置期間の3年間（平成24年（2012年）10月1日付けで指定した重点地域の場合は平成27年（2015年）9月31日）が経過した後も引き続き地下水を採取するためには、それまでの間に第25条の3の規定に基づく知事の許可を受けることを要することとするものである。

3年間が経過するまでの間に許可を受けることなく、引き続き地下水を採取する者は、無許可採取者として1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。（第45条第2号）。

(2) 第2項は、平成23年度改正前に設置された既存の許可対象井戸については、過去に実施した第25条の3第3項第1号の揚水試験の結果書や、同条第4項の影響調査の結果書が保存されていない場合が考えられ、これらの場合、改めて揚水試験や影響調査を行うよう求めることは地下水採取者にとってかなりの負担になることから、条例上、揚水試験結果書及び影響調査結果書の提出義務は課さないこととしたものである。

(3) 経過措置の期間を3年とするのは、平成23年度改正で、許可対象者を揚水機の吐出口の断面積19平方センチメートル超としたことに伴い、許可対象者はそれまでの届出者の半数、約700者にのぼり、これらの採取者にとっては、中小企業、個人経営等も多く含まれることから、許可制導入に伴う社会的影響も考え、相当の期間を経過措置期間として設定することが必要と考えたものである。

## 第27条

第27条 重点地域の指定の際現に当該地域内において吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸により地下水を採取している者は、当該地域が重点地域として指定された日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、第26条第2項各号に掲げる事項（同項第4号に掲げる事項を除く。）を知事に届け出なければならない。

2 指定地域の指定の際現に当該地域内において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取している者は、当該地域が指定地域として指定された日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、第26条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、既に同条第1項の規定による届出をしている者は、この限りでない。

3 第26条第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

### 【趣旨】

- 本条は、重点地域又は指定地域が新たに指定されたとき、これらの地域内で現に届出対象となる地下水採取を行っている者に係る経過措置に関する規定である。

### 【説明】

- (1) 第1項は、平成23年度改正で追加した規定である。重点地域が指定されたとき、その地域内で既に19平方センチメートル超の自噴井戸で地下水を採取している者について、地域指定の日から60日（平成24年(2012年)10月1日付けで指定した重点地域の場合は平成24年(2012年)11月29日）以内に届出を要することとするものである。  
(2) 「(同項第4号に掲げる事項を除く。)」は、第26条第2項第4号が、「揚水設備のストレーナーの位置及び原動機の出力」であり、自噴井戸と関係のない事項であるため、届出事項から除外するものである。
- (3) 第2項は、指定地域が指定されたとき、その地域内で既に6平方センチメートル超の揚水設備で地下水を採取している者について、地域指定の日から60日以内に届出を要することとするものである。  
「ただし、既に同条第1項の規定による届出をしている者は、この限りでない。」は、地域指定が何もなされていない地域で、吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備による地下水採取者が届出を行っている場合、その揚水設備が所在する地域が指定地域に指定されたときは、当該採取者は改めて届出を行う必要はないことを確認的に規定したものである。
- (4) 第1項及び第2項の「規則で定めるところにより」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

第14条の2 条例第27条第1項又は第2項の規定による届出は、地下水採取（変更・廃止）届出書（別記第11号様式）（自噴井戸に係る届出にあっては地下水採取届出書（自噴井戸）（別記第12号様式））により行うものとする。

- (5) 本条に違反して届出をしない者又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第1号）

## 第27条の2（氏名の変更等の手続）

第27条の2 第25条の3第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 第25条の4の規定は、前項の許可について準用する。

3 第25条の3第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は当該許可に係る揚水設備により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定による許可の申請又は前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

### 【趣旨】

○ 本条は、地下水採取の許可を受けた者が、許可事項を変更しようとするときの手続きを定めるものである。

基本的には許可を受けた事項を変更するときは、その変更事項についてあらかじめ知事の許可を受ける必要がある。

ただし、変更する事項が軽微な場合及び地下水の採取を廃止するときは、届出をすればよいこととするものである。

### 【説明】

(1) 第1項で変更許可を受けべき事項からは、第25条の3第2項第2号「揚水設備の設置の場所」を除いている。これは、揚水設備の設置場所の変更は、新たに井戸を掘削して地下水を採取することを意味し、新規の許可申請として取り扱うことが適当と考えることによるものである。

(2) 第1項ただし書の「規則で定める軽微な変更」については、規則で次のように定めている。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（氏名の変更等の手続）

第14条の3 条例第27条の2第1項の規定による許可の申請は、地下水採取変更許可申請書（別記第13号様式）により行うものとする。

2 条例第27条の2第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住所又は法人の代表者の氏名の変更（地下水の利用に関する計画書の変更を伴

わない場合に限る。)

(2) 揚水設備の使用の状況の変更(許可を受けた地下水採取量を超えない場合に限る。)

(3) その他知事が認める軽微な変更

(3) 第3項の「規則で定めるところにより」については、規則で、軽微な変更や採取の廃止の届出を行う場合の届出書の様式を定めている。

(4) 第4項の「規則で定める書類」は、条例第25条の3第3項に定める許可申請の添付書類のうち、変更しようとする事項に関する書類(例えば、「地下水の利用に関する計画書」など)を指す。

## 第28条

**第28条** 第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定により届出を行った者は、その届出に係る第26条第2項第1号及び第3号から第7号(自噴井戸にあっては第4号を除く。)までに掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該届出に係る揚水設備若しくは自噴井戸により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出のうち、第26条第2項第3号及び第7号に掲げる事項の変更に係る届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

### 【趣旨】

○ 本条は、地下水採取の届出を行った者が、届出事項を変更しようとするとき、又は届出をした井戸を廃止するときの手続きを定めるものである。

### 【説明】

(1) 第1項で変更届を行うべき事項から、第26条第2項第2号「揚水設備又は自噴井戸の設置の場所」を除いている。これは、第27条の2第1項と同様、揚水設備の設置場所の変更は、新たに井戸を掘削して地下水を採取することを意味し、新規に届出を行うべき採取として取り扱うことが適当と考えることによるものである。

(2) 第2項は、「揚水設備又は自噴井戸のストレーナーの位置、揚水機又は自噴井戸の吐出口の断面積」(条例第26条第2項第3号)、「井戸の内径、深度、地下水の水位、井戸を掘削した年」等「規則で定める事項」(条例第26条第2項第7号、規則第14条第2項)である。

(3) 第1項の「規則で定めるところにより」及び第2項の変更届出に添付する「規則で定める書類」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

第14条の4 条例第28条第1項の規定による届出は、地下水採取(変更・廃止)届出書(別記第11号様式)（自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取変更届出書（自噴井戸）(別記第15号様式)又は地下水採取廃止届出書（自噴井戸）(別記第16号様式))により行うものとする。

2 条例第28条第2項の規則で定める書類は、揚水設備の構造図（自噴井戸に係る届出にあつては当該自噴井戸の構造図）とする。

## 第28条の2（承継）

第28条の2 第25条の3第1項の許可を受けた者又は第26条第1項若しくは第27条第1項若しくは第2項の規定により届出を行った者（以下「特定採取者」という。）について相続、合併又は分割（許可若しくは届出に係る揚水設備又は届出に係る自噴井戸を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該揚水設備若しくは自噴井戸を承継した法人は、特定採取者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定採取者の地位を承継した者は、その承継があつた日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

### 【趣旨】

○ 本条は、許可を受けた者又は届出を行った者（特定採取者）に相続や合併等の事由が生じたときの特定採取者の地位の承継について定めるものである。

### 【説明】

- (1) 「承継」については、平成23年度改正までは、第2章の水質保全関係には規定があつた（第15条）が、第3章の水量保全関係では規定していなかつた。このため、実務上は、相続、合併等がなされたときは、変更届を提出する取扱いとしてきた。しかし、第15条と同様に相続や合併等の場合は、届出事項の変更ではなく、採取者の地位を承継する取扱いとすることが適当であることから、平成23年度改正で規定を追加することとしたもの。
- (2) 許可を受けた者や届出を行った者に相続や合併等があつたとき、相続人、合併後存続する法人等が許可を受けた者又は届出を行った者の地位を承継し、承継した者は、承継のあつた日から30日以内に第2項の「規則で定めるところ」の承継届出書に必要事項を記載のうえ知事に提出しなければならない。
- (3) 本条の承継は、いわゆる一般承継を対象とし、これに該当しない例えば事業譲渡等により揚水設備を譲り受けた場合は、当然に特定採取者の地位を承継するものと解することはできない。この時は、新たに採取の許可申請又は届出を行うことが必要となる。

## 第29条（地下水の採取量の報告）

第29条 特定採取者は、規則で定めるところにより、揚水設備又は自噴井戸ごとに当該揚水設備又は自噴井戸ごとに当該揚水設備又は自負井戸により採取した地下水の採取量を測定し、毎年1回その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、前項の報告の概要を公表するものとする。

### 【趣旨】

- 本条は、許可を受けた者又は届出を行った者に、地下水の採取量の測定と知事への報告を義務付け、地下水採取の実態の把握と条例の適正な施行の確保を図ろうとするものである。

### 【説明】

- (1) 第1項の「規則で定めるところ」による報告は、毎年度の採取量について、翌年の4月末日までに地下水採取量報告書によって行うこととしている。
- (2) 第2項の「報告の概要」の公表は、県民の地下水保全への関心の高まりに対応するため、県民への情報提供として地下水採取の概要を公表するもの。公表する事項と公表の方法は、規則で次のとおり定めている。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（地下水の採取量の報告）

第15条 条例第29条第1項の規定による報告は、前年度の地下水の採取量について、毎年4月末日までに、地下水採取量報告書（別記第18号様式）により行うものとする。

2 条例第29条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 地下水の用途
- (2) 地下水の採取量
- (3) その他知事が必要と認める事項

### 第30条（水量測定器の設置等）

第30条 揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備（第25条の3第1項第1号の規定により知事の許可を要する場合にあっては、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備）により地下水を採取する者は、地下水の採取量を正確に把握するため、水量測定器を設置しなければならない。

- 2 特定採取者（前項に規定する者を除く。）は、地下水の採取量を正確に把握するため、水量測定器の設置に努めるものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する者が、正当な理由なく水量測定器を設置しないときは、その者に対し、期限を定めて、水量測定器を設置するよう勧告することができる。
- 4 知事は、前項の勧告に従わない者があるときは、その者に対し、水量測定器の設置を命ずることができる。

#### 【趣旨】

- 本条例では、届出等を行った地下水採取者は、年間の地下水採取量を毎年1回知事に報告することとしているが、地下水の水量の保全を図るためには、地下水採取者が採取量を正確に把握することが必要である。そのためには水量測定器の設置を促進する必要がある。本条では、一定規模を超える揚水設備による地下水採取者に設置義務を課すとともに、それ以下の規模の者についても設置の努力義務を課すこととしたもの。
- 平成23年度改正までは、設置義務者は具体的には規則で定めることとし、規則で全県域にわたり「揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者」と定めていた。しかし、設置義務を課す対象者は条例で明らかにすることが望ましいとの考えから、平成23年度改正で、対象者を条例で定めることとし、また、許可制の導入に合わせて設置義務者を拡大することとした。

#### 【説明】

- (1) 平成23年度改正では、地下水を「公共水」と位置づけ、採取量に応じた地下水涵養対策を求めるなど地下水保全対策を強化することとしている。そのためには、水量測定器の設置を促進し、採取量を正確に把握することが必要不可欠である。

重点地域では、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者を許可対象者（採取した地下水を田畑等のかんがい用に供する者を除く。）とし、採取量に応じたかん養対策を求めることから、重点地域内の水量測定器の設置義務者を揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える許可対象者に拡大することとした。
- (2) 第2項は、許可対象者以外の届出者についても、地下水の水量の保

全上、地下水の採取量を正確に把握することは重要であることから、水量測定器の設置の努力義務を課すもの。

- (3) 第3項及び第4項は、水量測定器設置義務に反して設置しない者に対する措置を定めるものである。

第3項は、設置義務があるにもかかわらず正当な理由なく設置しない者に対して、設置の勧告を行うことができるとするものである。

本項の「正当な理由」としては、井戸の構造上の制約によって直ちに設置することが困難である場合や、揚水設備の更新と併せて設置する計画を有している場合などが考えられる。

- (4) 第3項の設置の勧告に従わない者に対しては、第4項の規定により設置命令を出すことができることとした。さらに、この命令に違反した者は50万円以下の罰金に処せられる(第47条の2)。

なお、第4項の条文上は、第3項の勧告のように「期限を定めて」設置を命じることとなっていないが、第4項の命令についても運用上は「期限を定めて」命令を発する必要がある。

### 第30条の2 (地下水に代わる水源の確保)

第30条の2 知事は、地下水の水量の保全を図るため、地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、地下水を採取する者又は採取しようとする者に対し、地下水に代えて他の水源を確保するよう要請することができる。

2 前項の規定による知事の要請を受けた者は、地下水に代えて他の水源を確保するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

- 地下水の持つ水質、水温等の特性に着目し、必ずしも水源が地下水でなくてもよい場合であって、地下水に代わる水源(代替水源)を比較的容易に使用することができる場合には、知事は、代替水源を確保するよう要請することができることとし、要請を受けた者は代替水源を確保するよう努めることとするもの。

#### 【説明】

- (1) 「要請」は、必要だとして、特定の行為を強く願い求めることであり、一般的な行政指導である「助言・指導」とは異なる。

特段の制約要素もなく地下水以外の水源が使える状態にある者については、県民共有の貴重な資源である地下水を使わずとも、代わりの水源を使うことが水量保全の観点からは望ましいことから、「要請」を行うことができることとする。

要請に従わず、地下水を採取した結果、水位の著しい低下等があれば第31条の規定に基づく勧告を行うことができることから、要請し、これに応じるよう努めるという規定とするもの。

- (2) 第1項の「他の水源を確保することが困難でない」とは、①事業活動で使用する水の条件が、水温、水量、水質の面で、必ずしも地下水でなければならないものではない場合であって、しかも、②周辺に利用可能な「他の水源」がある場合が考えられる。
- (3) 「他の水源」とは、工業用水や表流水等を指す。
- なお、工業用水整備地区内であっても用水の余剰量がない場合や配管工事等に膨大な時間や費用を要し、用水の供給が困難である場合や、比較的河川に近い場所であっても取水について関係者からの同意が得られない又は膨大な時間を要する等、水利権の取得が事実上困難な場合等においては、これらの水源の確保について要請することは適切ではない。
- また、水道用水については、地域住民の生活用水の確保が優先されるため、建築物や工業等の用途として確保を要請する「他の水源」には原則として含まないものと解す。
- (4) 本条は現に採取している者に限らず、これから採取しようとする者に対しても要請することができる。水量保全に支障が生じる事態を未然に防ぐねらいがある。

### 第31条（勧告等）

第31条 知事は、地下水の水量の保全のため特に必要があると認めるときは、特定採取者に対し、その判断の根拠を示して、期限を定めて、地下水の採取及びその使用に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者にあらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

#### 【趣旨】

- 地下水採取の届出をして、又は許可を受けて地下水を採取している者に対して、知事は、水量保全上必要があるときは必要な措置を勧告することができることとするもの。

#### 【説明】

- (1) 第1項の「地下水量の保全のため特に必要があると認めるとき」は、地下水採取に伴う障害（地下水の水位の異常な低下、塩水化、地盤沈下等）の発生のほか、地下水位の低下が懸念される場合、採取の目的からみても不必要に多量の地下水を採取している場合等をいう。
- (2) 第1項の「期限を定めて」について、第31条の2第2項及び第31条の3の措置命令等に関する規定では、「期間又は期限を定めて」としているが、本条は、採取停止や採取量抑制といった措置ではなく、「採取及びその使用に

関し必要な措置」を講ずることを内容としているため、例えば、いつまでに揚水設備の構造を改善するよう勧告するというように、期限を定める事由を想定しているため、「期限を定めて」としている。

- (3) 第2項の氏名等の公表は行政処分ではないが、採取者にとって不利益な行為であるため、第3項で所要の手続きを規定している。

なお、本条の勧告及び公表については環境審議会の意見を聴取することは要しない。

### 第31条の2（許可の取消し等）

第31条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けたとき。

(2) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可に係る採取が第25条の4第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けた者が、第25条の4第1項第3号又は第5号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けた者が、第25条の4第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 知事は、前項第2号又は第4号に該当するときは、当該許可を受けた者に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による許可の取消し又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水採取の許可を受けた者に対する監督処分の規定である。許可を受けた者が一定の規制基準や許可の条件を守らないような場合に、その違反状態を是正する必要がある。本条は、そのために必要な措置命令や、許可の効力を存続させておくことがもはや認められないという場合の当該許可の取消しに関する規定である。

#### 【説明】

(1) 第1項第2号の「第25条の4第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき」は、許可後に、①許可を受けた揚水設備による地下水採取が、周辺の地下水位への著しい影響等を及ぼす恐れがあると認められるに至ったとき、②許可を受けた揚水設備による地下水採取において、地下水の流出防止策が講じられていないと認められるに至ったとき、である。

(2) 第1項第3号の「第25条の4第1項第3号又は第5号のいずれかに該当

するに至ったとき」は、①地下水採取の許可を受けた者が、本条例の水量保全の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたとき、②許可を受けた法人の役員が個人で揚水設備を設置していて、当該揚水設備による採取が本条例の水量保全に関する規定に違反して罰金以上の刑に処せられたとき、③許可を受けた法人の役員が個人で揚水設備を設置していて、虚偽申請、罰則適用、許可条件違反で当該役員が設置している揚水設備の許可を取り消されたときである。

①の場合は当該許可を受けた地下水採取者が、②及び③の場合は当該役員のある法人が、許可を取り消されることになる。

- (3) 事業者等が複数の許可対象の揚水設備で地下水を採取している場合、そのうちの一つの揚水設備に関して本条の許可取消事由に該当するに至ったとき、許可を取り消される範囲については次のように考える。

第1号の、虚偽等不正の手段で許可を受けたことによって許可を取り消す場合は、許可が揚水設備毎に行われるものであることから、虚偽等不正の手段で許可を受けた揚水設備に対する許可が取り消され、その他の揚水設備に対する許可までは取り消されない。

第2号の、許可を受けた後に、周辺の地下水の水位が著しく低下するような影響を与える採取を行ったことによって、又は、地下水の流出防止策を講じなくなったことによって許可を取り消す場合も、許可が揚水設備毎に行われるものであることから、これらの許可基準に抵触することとなった揚水設備に対する許可が取り消され、その他の揚水設備については適正な地下水採取を行っている限り、これに対する許可までは取り消されない。

第3号の、許可を受けた者が、第25条の4第1項第3号に該当するに至ったとき、すなわち、本条例の水量保全に関する規定に違反して罰金以上の刑に処せられたときは、当該許可を受けた者が有するすべての揚水設備の許可が取り消される。第25条の4第1項第3号の許可の基準は、同条同項第1号及び第2号の許可の基準とは異なり、地下水の採取行為によるものではなく、申請者自身の悪質性に着目した基準であり、そのような悪質な者には地下水採取を一切認めない趣旨と解することが適当と考えるからである。

第3号の、許可を受けた者が、第25条の4第1項第5号に該当するに至ったとき、すなわち、申請者が法人である場合で、その法人の役員が所有する揚水設備で地下水を採取している場合に、当該役員が本条例の地下水の水量保全の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたとき、又は当該役員が虚偽等不正の手段で許可を受けたこと、罰金以上の刑に処せられたこと、若しくは許可条件に違反したことで、当該役員が地下水採取の許可を取り消されたときは、当該法人が有するすべての揚水設備の許可が取り消される。

第4号の、許可条件に違反したことによって許可を取り消す場合は、許可が揚水設備毎に行われるものであることから、許可条件に違反して地下水を採取した揚水設備に対する許可が取り消され、その他の揚水設備に対する許可までは取り消されない。

- (4) 第2項の「前項第2号又は第4号に該当するとき」は、許可基準に適合しなくなったとき、又は許可条件に違反したときである。
- この2つの事由は、第1項の取消事由であると同時に第2項の措置命令を発する事由でもあり、許可の取消と措置命令とは選択的な関係にある。しかし、一旦、許可を与えた以上は、その内容が実現されることが許可の本旨に添うものであることから、必要な措置を命ずることによって不許可事由の発生（周辺地下水位の低下等）が防止できる、あるいは許可条件が遵守されることは、許可取消によらず、措置命令によるべきである。
- (5) 第2項の「期間又は期限を定めて」については、「いつからいつまでの間、採取停止を命ずる」などの地下水の採取停止命令や採取量制限命令では「期間」を定めて命令を発する必要がある。一方、「いつまでにストレーナーの位置を〇メートル以上の深さに変更することを命ずる」などの揚水設備の構造変更命令では「期限」を定めて命令を発する必要がある。
- (6) 第2項の「その他地下水の水量の保全上必要な措置」とは、ストレーナーの位置（深さ）の変更等揚水設備の構造、使用方法の改善や、使用の目的の変更を命ずることなどが考えられる。
- (7) 許可の取消も措置命令もともに熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第2条に規定する不利益処分に該当することから、これらの処分を行うに当たっては、同条例第13条の規定に基づき聴聞の手続きを経るとともに、第14条の規定により不利益処分の理由を示す必要がある。また、慎重を期すため、第3項で、環境審議会の意見を聴取することを義務づけている。

○熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（4） 略

（5） 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。（以下略）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当するとき

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

（2） 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

（第2項 略）

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

（第2項及び第3項 略）

（8） 第2項の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。（第45条第1号）

### 第31条の3（緊急時の措置）

第31条の3 知事は、地下水の採取に伴う障害の発生により地下水の水量の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域において地下水を採取する者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

#### 【趣旨】

○ 本条は、通常予期し得ない非常事態が発生したときの緊急措置命令の規定である。

## 【説明】

- (1) 第1項の「緊急の必要があると認めるとき」は、地下水位の異常な低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の地下水障害が発生し、直ちに対策を講じなければ地下水量の保全に支障が生じるような緊急事態を指す。
- (2) 採取量の制限や採取停止を命じるときは、期間を定める必要があり、一定の措置を講ずる命令を発するとき、期限を定める必要があることは、第31条の2第2項の措置命令と同様である。  
本条の緊急時の措置命令の内容としては、採取量の抑制命令か採取の一時停止命令が考えられる。「その他地下水の水量の保全上必要な措置」については、本条ではあまり想定はされないが、揚水設備の構造、使用方法の改善や使用目的の変更命令なども措置の内容として含めている。
- (3) 本条の命令も行政処分であり、処分を行うに当たっては、熊本県行政手続条例に基づき聴聞の手続きを経る必要がある。また、慎重を期すため、第2項で、環境審議会の意見を聴取することを義務づけている。
- (4) 第1項の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。(第45条第1号)

## 第32条（適用除外）

### （適用除外）

第32条 この節の規定は、工業用水法（昭和31年法律第146号）又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）の規定の適用がある場合の地下水の採取については、適用しない。

## 【趣旨】

- 本条例は、工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律のように特定の用水を対象としたものではなく、全ての地下水の採取を対象としている。
- 工業用水法等は、地域を指定して適用されているが、本県にはこれらの法に基づく指定地域がなく、法の適用がないため、全県下に本条例を適用する。  
将来、法による地域指定が行われ、規制される場合、その指定地域内で法の対象となる地下水の採取のみが条例の適用から外れることになる。